

令和4年3月29日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課長

公立学校職員の給与に関する条例の一部改正について

令和3年の人事委員会勧告の趣旨に沿って給与改定等をする「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が3月25日に公布されました。また、これに伴い、関係規則が制定されましたので、その概要を下記のとおりお知らせします。

つきましては、貴管内の学校長及び教職員に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

1 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（1） 令和4年度以降の期末手当の支給月数を別紙のとおり引き下げる。

（2） 令和4年6月に支給する期末手当の額は、（1）により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、令和4年6月の期末手当の基準日に在職する職員のうち、会計年度任用職員については、調整を行わない。

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の5

イ 再任用職員 68.8分の2.5

ウ 特定任期付職員 159分の4

2 令和4年6月に支給する期末手当における特例措置に関する規則

（1） 他の条例適用職員等であった者から引き続き新たに職員となった者に令和4年6月に支給する期末手当については、人事交流等がなく、引き続き在職したものとして算定される額を減額する。

（2） 職員派遣から職務に復帰した職員等に令和4年6月に支給する期末手当については、任命権者が人事委員会と協議して、必要な調整を行うことができるものとする。

3 施行期日

令和4年3月25日

（問い合わせ先）

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課 給与担当

TEL：088-821-4906

別紙

期末手当及び勤勉手当の支給月数

区分			本条例施行前の支給月数			本条例施行後の支給月数		
			6 月期	12月期	計	6 月期	12月期	計
再任用職員以外の職員	一般職員	期末手当	1. 275月	1. 275月	2. 55月	<u>1. 25月</u>	<u>1. 25月</u>	<u>2. 50月</u>
		勤勉手当	0. 825月	0. 825月	1. 65月	0. 825月	0. 825月	1. 65月
		計	2. 10月	2. 10月	4. 20月	<u>2. 075月</u>	<u>2. 075月</u>	<u>4. 15月</u>
再任用職員	一般職員	期末手当	0. 687月	0. 688月	1. 375月	<u>0. 675月</u>	<u>0. 675月</u>	<u>1. 35月</u>
		勤勉手当	0. 412月	0. 413月	0. 825月	0. 412月	0. 413月	0. 825月
		計	1. 099月	1. 101月	2. 20月	<u>1. 087月</u>	<u>1. 088月</u>	<u>2. 175月</u>
特定任期付職員		期末手当	1. 59月	1. 59月	3. 18月	<u>1. 57月</u>	<u>1. 57月</u>	<u>3. 14月</u>